

賠償責任保険別表(2)

■施設賠償責任保険

団体契約用
(保険期間 1年)

補償の内容

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
施設賠償責任保険	損害賠償金	被害者に支払う法律上の損害賠償金 (*)支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。	1. 次の事由に起因する賠償責任を負担することによって生じる損害をてん補しません。 ・保険契約者、被保険者の故意 ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ・地震、噴火、洪水、津波等の天災
	争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉について、被保険者が支払う弁護士費用や訴訟費用等 (*)支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。	・他人から借りたり預かっていたりしている物など、被保険者の管理下にある財物の滅失、毀損、汚損 ・従業員の業務遂行中の死亡・ケガ・疾病 ・排水または排気(煙を含みます。)、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見され通知された場合を除きます。)
	緊急措置費用	保険事故の原因になるとと思われる偶然な事故が発生した場合の、応急手当、護送等の緊急措置に要した費用	・石綿(アスベスト)、石綿の代替物質等の発ガン性その他有害な特性 ・核燃料物質、核原料物質、核汚染物質等による原子力危険 ・給排水管等からの漏出またはスプリンクラーからの内容物のいっ出による財物の滅失、毀損、汚損(「漏水担保特約条項」を付帯することにより担保することが可能です。)
	協力費用	被保険者が保険会社(弊社)の要求に従い、協力するために支払った通信費、交通費などの費用	・屋根等から入る雨、雪等による財物の滅失、毀損、汚損 ・被保険者の占有を離れた商品・飲食物等
	求償権保全等費用	保険事故が発生した場合に、被保険者が求償権の保全・行使のために支払った費用など損害拡大を防止軽減するために必要または有益な費用	2. 次の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しません。 ・他人との特別な約定によって加重された賠償責任 ・施設の工事に起因する賠償責任 ・自動車、エレベーター・エスカレーター、施設外における船や動物等の所有、使用または管理に起因する賠償責任等 ※詳細は約款の免責事由等をご参照ください。

<ご注意:保険金のお支払方法について>

- ・上記「損害賠償金」「緊急措置費用」「求償権保全等費用」の損害賠償金および諸費用については、その合算額から免責金額を控除した金額をお支払いします。てん補限度額がお支払いする保険金の上限となります。
- ・上記「争訟費用」「協力費用」は、実額をお支払いします。ただし、「争訟費用」については、損害賠償金の額がてん補限度額を超えるときは、てん補限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。

ご加入の際のご注意

<告知義務>

- ご加入時に引受保険会社に重要な事項をお申し出いただく義務があります。
- ・加入依頼書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っている場合には、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。
- ・他人のために保険契約を締結する場合、ご契約者またはその代理人に過失がなかったとしても、被保険者またはその代理人の故意または重大な過失によって、加入依頼書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っているときも同様です。

<通知義務>

- ご加入後に下記の変更等が生じるときは、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がないと保険金をお支払いできないことや契約が解除されることがあります。
- ・保険証券または加入者証に記載された事項を変更するとき
- ・この保険と補償の範囲が重なる他の保険契約を締結するとき

<保険金の分担>

この保険契約と重複する保険契約が他にある場合は保険金のお支払いが按分されますのでご注意ください。

<加入者証>

ご加入後、1ヶ月経過しても加入者カードが届かない場合は、団体窓口にご照会ください。